

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和3年3月31日・東京都条例第45号

1 概要

(1) 改正理由

自然公園施設の使用料等を定めるほか、受益者負担の適正化を図るため使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。

(2) 改正内容

ア 東京都立大島公園海のふるさと村における管理の変更

条例第66条の規定に基づき指定管理者が管理している東京都立大島公園海のふるさと村について、同条の規定の適用を廃止することに伴い、同施設内の有料施設等の使用に係る料金の規定を新設し、条例別表第4における同施設の利用料金の規定を廃止する。

イ 受益者負担の適正化

(ア) 使用料の上限額の改正（条例別表第2）

詳細は、新旧対照表のとおり

(イ) 占用料の上限額の改正（条例別表第3）

詳細は、新旧対照表のとおり

2 施行日

令和3年4月1日

3 問合せ先

東京都環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3508

内線 42-685